

ID: 142

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町介護保険条例 第19条第1項		
例 規 番 号	平成12年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第19条の規定による。 (保険料の督促手数料)</p> <p>第19条 保険料の督促をした場合は、督促手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の督促手数料の額及び徴収方法については、村田町町税条例(昭和31年村田町条例第4号。以下「町税条例」という。)の例による。この場合において、町税条例中「徴税吏員」とあるのは、「徴収職員」とする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日